

**「原材料・食料品価格等の物価高騰対策プレミアム付き商品券 第6弾」
取扱店 登録申込書**

※ 前回（第5弾）にご参加いただいた方も確認のため再度ご提出をお願いいたします。

加盟 1次〆切 9月28日（木）午後5時までのご提出にご配慮下さい。

加盟 2次〆切 10月19日（木）午後5時までのご提出にご配慮下さい。

FAX 可 （FAX 0548-32-7699）

【吉田町内で行っている事業についてのみ登録申請できます】

事業所名 (チラシ等にこの事業所名が記載されます。)	
具体的な事業内容	
小規模事業者の確認	小 規 模 ・ 小規模以外
会員確認	会 員 ・ 非 会 員
吉田町内の事業所所在地	榛原郡吉田町
上記事業所の連絡先	TEL () FAX ()

【小規模事業者であることの判定】

1 業種について

① 商業（卸売業・小売業 等）	回答 番
② 宿泊業・娯楽業を除くサービス業	
③ ①②以外の事業（製造業・建設業・宿泊業・娯楽業 等）	

2 従業員数について

常時使用する従業員数 ※常時使用する従業員数については一週間に平均20時間以上勤務している従業員（パート、アルバイトを含む）です。法人の役員、個人事業の専従者（同居の家族従業員）は従業員に含まれません。 ※本事業を行うために独自の基準を設けています。	回答 名
---	-----------------

換金についての確認書（厳守事項）

※ 補助金清算の関係から期限後は理由の如何に関わらず換金は出来ません。
ご提出に際し以下の事項についてはご了承を頂いたものとさせていただきます。

・換金期限(令和6年3月7日(木))について厳守いたします。

・換金については小切手(銀行渡り)とし小切手取立手数料は自社にて負担します。

・換金期限以降の未換金があった場合は自社の責任で処分します。

吉田町商工会 様

【申請者】 住 所
(署名又は記名捺印) 事業所名
代表者名

付加サービスについて検討のお願い

付加サービスについてのご提出は10月19日（木）までにお願いします。

第6弾の実施に伴い、プレミアム付き商品券の効果を高め、かつ、それぞれの事業をアピールし、販売促進に繋げるため、それぞれの事業者による付加サービスの検討を前回に続きお願いいたします。

内容については特段の制約は致しませんが、例えば次のような内容でご検討を頂ければと考えます。それぞれのサービス内容は商品券販売時に一覧チラシとして配布します。

【 付加サービス例 注）付加サービスの広報は会員のみ 】

- ・ プレミアム付き商品券でのお買い物（一部使用も可） 愛カードポイント〇倍
- ・ " " 自社ポイント〇倍
- ・ " " 次回割引券贈呈
- ・ " " 次回使用クーポン贈呈

【 自社独自のサービスについての要件 】

- ・ プレミアム付き商品券の利用を前提としたサービスとしてください
- ・ お客様にわかりやすい内容にしてください
- ・ 公序良俗に反しない内容である限り内容は制約しませんが、責任ある対応をお願いします
- ・ サービスに係る経費は各自で負担をお願いします（サービス券等の印刷を含む）
- ・ 全体の広報は商工会で実施（取扱店チラシ等）しますが、個々においてもアピールをお願いします（事業所にサービス内容を掲示等）

付加サービスを（ 実施する ・ 実施しない ）



<付加サービスの内容 なるべく簡潔にまとめてください>

FAX 可（FAX 0548-32-7699）

提出日 令和 年 月 日

吉田町商工会 様

【申請者】 住 所
（署名又は記名捺印）事業所名
代表者名

Ⓔ

10月19日（木）までにご提出をお願いします。

以後も受付は致しますが、サービス一覧等への記載は出来ませんのでご了承ください。